



Title	「淑女から人間へ」 —イギリスにおける女性の権利拡大運動の思想的前提— (1)
Author(s)	中村, 敏子; NAKAMURA, Toshiko
Citation	北大法学論集, 38(2), 49-75
Issue Date	1987-09-14
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16577">https://hdl.handle.net/2115/16577</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(2)_p49-75.pdf



# 「淑女から人間へ」

——イギリスにおける女性の

権利拡大運動の思想的前提——(一)

中  
村  
敏  
子

## 目次

はじめに

第一章 社会変動と女性の役割の変化

第二章 権利拡大運動における二つの流れ

第 一 節 独身女性の権利拡大

第 二 節 既婚女性の権利拡大

第三章 運動の理念とリーダーたち

第四章 J・S・ミルと『女性の隷従』(以上本号)

第五章 女性参政権協会全国連合

第六章 女性社会政治同盟

第七章 結論

## はじめに

民主主義国家の模範とされているイギリスにおいて女性参政権が認められたのは、第一次大戦後の一九一八年であった。その実現までにはイギリスの女性たちの約一世紀にもわたる長い闘いが必要であった。

我国においてこの運動を扱った研究は非常に少なく、その著作としては、西村貞枝「ヴィクトリア時代のフェミニズムの考察」<sup>(1)</sup>、同「イギリス・フェミニズムの背景」<sup>(2)</sup>及び水田珠枝『女性解放思想の歩み』<sup>(3)</sup>の一部があげられる。水田は当時の女性の運動のうち教育の機会均等、売春禁止、そして参政権運動をとりあげ、主としてその運動を担ったリーダーたちに注目する。そして、それらを女性の力で進められた運動として評価しながらも、性差別の根本問題が家父長制にあると考える水田は、運動の主体が上流及び中流の高等教育を受けた層に限られていたこと、また運動が権利の獲得に集中したため家父長制という根本的問題にふれることができなかったことを批判している。<sup>(4)</sup>

これに対し西村は、イギリスフェミニズム分析における視点の二元的対立に疑問を提出する。すなわちその対立とは、フェ

ミニズムの起源を労働者階級の女性の経済状態に求めるか、あるいは中流の知的女性たちに求めるかというものである。西村はこの二つの視点とは別に、中流の貧困な独身女性たちが自活するためにガヴァネス (governess: 家庭教師) という職業につかざるをえなかった状況を示し、その状況を改善するための女性の社会的・経済的権利要求運動を、フェミニズムの主要な起源として提出する。すなわち中流女性の経済的側面を当時の女性の運動の現実的要因として重視する立場である。<sup>(5)</sup>ガヴァネスの問題が参政権要求に至る女性の運動の基礎にあつたことは、今ではほとんど定説となつている。<sup>(6)</sup>

本稿がめざすのは、水田の注目する上流及び中流階級の知的女性たちの層と西村の提出した貧困な中流独身女性の層が、一九世紀イギリスにおける女性の権利拡大運動のなかでどのような関連を持っていたのかを解明し、その運動は独身女性だけではなく、既婚女性の法的無権利状態からも生じたということを示したうえで、その思想的前提を検討することにある。当時抬頭する中流階級の男性は富裕になるにつれ、上流階級の「紳士」の仲間入りをしようと努めた。それにもなつて女性たちは紳士にふさわしい「淑女」になることが期待されるようになったが、そうした期待と現実の間には大きなひずみが存在した。そ

のひとつは、先にのべた独身女性の問題であり、他方は既婚女性の法的無権利状態からおこる問題であった。結婚後の女性に独身時代を持っていた法的権利をも失い、全くの無権利状態におかれることになった。なぜなら彼女たちの利益は夫により充分代表されると考えられていたからである。ところが現実には別居や遺棄などの状態が生じており、女性は親権や財産をめぐって大きな困難に直面したのである。既婚女性はまずこうした困難をとりのぞくために、法的権利の獲得をめざして運動を展開することになった。

このように一九世紀イギリスにおける女性の権利拡大運動は、独身と既婚の中流女性がそれぞれの立場を改善しようとするところから出発した。

しかし、それだけでは運動は進まなかった。中流女性をめぐる問題が運動として発展していくためには、「淑女」の役割を拒否し、「個人」としての女性の権利を主張していくリーダーの存在が必要だったのである。「淑女」として有閑生活をおくっていた多くの女性は、やがてそれにあきたらなさを感じ始める。そして彼女たちに示された「個人」という新しい女性像に自らの未来を見出し、変革の運動へと参加していくことになった。その運動はやがて参政権運動へと合流し、第一次大戦後にそれが

獲得されるまで、激しい闘いが展開されることになった。

本稿は一九世紀イギリスにおける女性の権利拡大運動が、女性たちのどのような状況から生じてきたのかを見た上で(第一章から第三章まで)、その背景となった思想としての個人主義を、代表的著作であるミルの『女性の隷従』において検討する(第四章)。そして、参政権運動における代表的組織である「女性参政権協会全国連合」と「女性社会政治同盟」の運動の歴史とその意義を検討し(第五章及び第六章)、その上で、約一世紀にわたる運動の構造及び問題点を指摘することにし(第七章)。

(1) 西村貞枝「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察」(『史料』五六巻二号、一九七三)。

(2) 西村貞枝「イギリス・フェミニズムの背景」(『思想』六〇一―号、一九七四)。

(3) 水田珠枝『女性解放思想の歩み』(岩波、一九七三)なお、本稿で扱った時代よりやや古い時代を扱ったものとして、同じく水田『女性解放思想史』(筑摩書房、一九七九)に収められたイギリスに関するいくつかの論文がある。

(4) 水田、前掲『女性解放思想の歩み』一六〇―一六九頁。水田のいう家父長制とは「男女の性的差異を性差別に転化し、かつ

それを制度化するもの」である。同書、一六頁。

- (5) 西村、前掲「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察」八四—八七頁。

- (6) たとえば、Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain 1866-1914*, (London, 1967), pp. 14-15; Marian Ramelson, *Peiticoat Rebellion*, (London, 1967), pp. 35-36; Andrew Rosen, *Rise Up Women!*, (London, 1974), pp. 3-5 など。

## 第一章 社会変動と女性の役割の変化

イギリスでは一八世紀後半に始まった産業革命の進展にともない、農業人口が多数を占めていた社会が分化して、新しく「中流階級」と呼ばれる層が登場した。中流階級には、収入、職業、教育、宗教などの点からみて極めて多様な層が含まれるが、大きく言って次の二つの層にわけられる<sup>(1)</sup>。

一つはロンドンにおいて金融や商業に従事していた富裕な層である。彼らは政府や外国との関係において利益を得ていたが、基本的に伝統主義的で、国教会に属し、政治的態度は保守的であった。又、子供の教育に関して、貴族やジェントリーから

なる「紳士」といわれる上流階級と類似の傾向を有しており、彼らと密接な関係をもっていた。

他方、産業革命の影響を直接うけたマンチェスターなどの北部工業地帯には、これとは別の工場主たちの層が出現した。彼らの多くは非国教徒で、政治的には自由主義的であった。一九世紀前半の様々な改革運動を担ったのはこの層である。彼らは「福音主義 (evangelicalism)」<sup>(2)</sup>により大きな影響をうけていた。生活全体が神への奉仕であることが目ざされ、職業的成功は神の恩寵のあらわれであると思なされた。そして家庭での平和が大切にされた。彼らの抱いていた道徳観を一言でいえばリスペクタビリティ (respectability) という語で表現される。それは人格の高潔さ、立派な態度、法の遵守、職業における正直さ、整った家庭、貞操などを意味していた。彼らは、反穀物法同盟にみられる如く、様々な改革の主体となったが、経済的繁栄と改革の進展にともない次第に保守化していった。一八三二年には第一回選挙法改正が行なわれ彼らに選挙権が与えられた。又、一八五四年、一八五六年にはオクスフォード大学への入学と、同大及びケンブリッジ両大学における学位の取得が非国教徒の子弟にも認められるようになった。こうして改革が進み、既得権がふえることよって、彼らは次第に保守化し、上流階

級の「紳士」に上昇することをめざすようになった。

「紳士 (gentleman)」<sup>(3)</sup>とはもともと貴族及びジェントリーからなる上流階級の男性をさす呼称であった。紳士として認められるには、伝統的に認められた家系の出身であるか、国王から紋章を与えられているか、もしくは適当な土地を所有しているかの条件を満たす必要があった。<sup>(4)</sup>彼らの土地は長子相続制にもとづき、長子により相続された。一八世紀後半になると土地をもたない次、三男は、次第に軍人、医者、弁護士などのプロフェッショナルといわれる新興の職業にいたり、商工業に進出するようになった。又、彼らは新興の産業者と婚姻関係を結ぶことも拒まなかった。イギリスの上流階級はこのような柔軟性を有していたのである。<sup>(5)</sup>

しかし、こうして「紳士」の家系の出身者がさまざまな種類の職業にちらばることになり、中流階級出身者が上昇してくると、これまで伝統的に続いてきた、出自、紋章、土地という紳士の基準が曖昧になり、人々は次第に「紳士」の基準を紳士らしい態度や道徳性という主観的なものに求めるようになった。だが、「紳士らしさ」を紳士であることの基準とするのは不明確であり不便でもあった。そのため紳士としての態度を保証するための教育が、紳士を認定する基準として採用されるようになる。

こうして新興の職業についた人々であっても紳士としての教育をうけていけば「紳士」として認められるようになった。そして、上流階級の人々は子弟をパブリックスクールやオックスフォード、ケンブリッジに入れて、紳士としての教育をうけさせるように努めた。<sup>(6)</sup>

一九世紀前半にわたり次第に富裕となった中流階級は、徐々にこのように流動化した「紳士」層に参入することをめざすようになる。彼らはその財力により紳士の生活すべてを模倣しようとした。まず伝統的な紳士の要件を満たすために、土地を買い求めた。そして、その邸宅には上流階級をまねて「紳士の調度 (the paraphernalia of gentility)」<sup>(7)</sup>と呼ばれるような品々を整える。更に子供に紳士のための教育をうけさせようと、パブリックスクールからオックスフォード、ケンブリッジ大学へ送りこもうと努力した。<sup>(8)</sup>これには先にも述べたように一八五〇年代に非国教徒にも学位の取得が認められるようになり、高級公務員の職や売買されていた軍のポストなども開放され、試験任用制が導入されるなどの改革がすすめられたことが背景にあった。

以上述べたような社会的変動は女性の生活にも大きな変化をもたらした。生産力の低い産業革命以前の社会における結婚は

主として経済的考慮にもとづくものであり、女性は男性と共に家庭で行なわれた生産活動に従事していた。彼女たちは様々な食料を生産し、糸を紡いで布を織った。そして使用人を管理し、生産物を市場に出すことにも気を配った。妊娠と出産はたえまなくくり返されたが、子供たちの世話は上のような生産活動のあいまをぬってなされるのが普通であった。しかし、産業革命の結果、生産の場が家庭から切離され工場に移されると、経済的に余裕のある中流階級の女性たちは生産活動を放棄して家庭に留まり、消費者となっていく。そして、そこでの結婚も次第に愛情にもとづくものに変わっていった。こうして時間的余裕をもつようになった女性に対しては、子供の教育に配慮する母親という役割が強調された。産業革命は生産の場と家庭を切り離し、性別役割分業を確立したのである。<sup>(9)</sup>

この役割分業はこうした歴史的背景をもつものであったにもかかわらず、一九世紀当時には、男女の生理的機能の違いから当然生ずる分化であると理解されていた。<sup>(10)</sup>女性に対する教育も「領域の分離 (separate spheres)」という考えにもとづき行なわれる。すなわち彼女たちは、女性であるがゆえに当然結婚し、母となることを前提に教育された。ウィクトリア時代の初期(一八四〇年代から五〇年代)には勃興する中流階級の人々は、家

庭を外の世界における競争に疲れた男たちの休息の場とすることを望んだ。女性は「家庭における天使 (the angel in the house)」となり、母としてもゆきとどいた「完全なる妻 (the perfect wife)」となるよう期待された。<sup>(11)</sup>すなわち、女性の妻や母という役割に道徳的意味が与えられ、女性は競争社会という厳しい現実に対する安らぎの場を提供し、そうした社会の悪を正しく導くという聖なる役目をおわされた。そのため、女性に独自の性格や機能のあることが強調されたのである。一九世紀半ば以後、富裕となった中流階級の男性は、「紳士」として認められるために生活のすべてにわたり上流階級を模倣したが、それにもなつて女性も紳士にふさわしい「完全なる淑女 (the perfect lady)」となることが期待されるようになった。こうして女性はそれまでの妻としての仕事を使用人たちに任せ、彼らを監督し生活全般を管理するだけの役割を担うことになった。

(1) W. D. Rubinstein, "The Victorian Middle Classes: Wealth, Occupation, and Geography," in *The Economic History Review* (London, 1977), 2nd Series, No. 30, pp. 602-623.

(2) R. D. Attkick, *Victorian People and Ideas*, (London, 1974),

- pp. 165-166. 水田「前掲『女性解放思想史』二〇六―二〇七頁。
- (3) 「紳士」と呼ばれる層も多様な人々を含んでいた。王族の如き広大な土地を所有する公爵から、自分で土地を耕すような地主に至るまでを含む時期もあったが、次に小規模な地主は分解して、大規模な土地の所有者に吸収されるか、土地に依存して生活してゐるのではなからシエントリーやプロフェッショナルの層にとつてかわられた。G. M. Trevelyan, *English Social History*, (New York, 1942), pp. 306-414 参照。紳士と呼ばれる層は、イギリスにおける政治の世界を独占しており、特に地方行政において「治安判事 (Justice of the Peace)」として一九世紀末に地方自治体が成立するまで大きな影響力をもっていた。Altick, op. cit., pp. 26 参照。
- (4) G. Kitson Clark, *The Making of Victorian England*, (New York, 1976), pp. 253.
- (5) G. M. Trevelyan, *British History in the Nineteenth Century (1782-1901)*, (London, 1923), pp. 20 参照。一八三〇年代にプロフェッショナルの人々が上流階級にように扱われるたかば C. S. Peel, "Homes and Habits," in G. M. Young (ed.), *Early Victorian England 1830-1865*, (London, 1951), pp. 96-97.
- (6) Kitson Clark, op. cit., pp. 253-258.
- (7) J. A. Banks, *Prosperity and Parenthood*, (London, 1954), pp. 86.
- (8) バンクス『ヴィクトリア時代の女性たち』(河原貞枝訳、創文社、一九八〇) 二二三頁。
- (9) P. Branca, *Women in Europe since 1750*, (London, 1978), Chapter 3 参照。
- (10) P. Jalland & J. Hooper (ed.), *Women from Birth to Death*, (Brighton, 1986), pp. 6.
- (11) これは Coventry Patmore, *The Angel in the House*, (1854-56) からとられ有名になつた言ひ回しである。この詩は、ヴィクトリア時代に抱かれていた家庭という領域における女性の理想像をあらわしている。
- (12) バンクス前掲書、第五章参照。

## 第二章 権利拡大運動における二つの流れ

### 第一節 独身女性の権利拡大

中流階級の人々が「紳士」の生活を模倣することは、彼らに對しかなりの経済的負担をしいた。様々な「紳士の調度」を整え、子供に紳士のための教育を与えるのは、職業的経歴の浅い若い男性の収入では難しいことであつた。そこで中流階級の男

性は、そのような生活を送ることのできる見通しがたつまで結婚を控えるようになる。<sup>(1)</sup>これに当時盛んであった海外移民や従軍、男性の高死亡率などが加わって、結婚可能な男女の数にはかなりのアンバランスが存在した。<sup>(2)</sup>そのため結婚だけが運命だとされていた女性の中に、その運命を全うできない中流独身女性 (spinster) が多数出現することになった。

こうした独身女性の存在を当時の社会は予定していなかったため、彼女たちがひとりて自活していくことは、非常に難しいことであった。彼女たちは上流階級の女性のように自分の財産を持たなかったし、労働者階級の女性のように、当然のこととして工場で働くわけにもいかなかった。彼女たちは「淑女」となることが期待されていたのだから。そうした中流女性の品位 (respectability) を保ちつつ働ける唯一の職業としてはガヴァネス (家庭教師)<sup>(3)</sup>があった。ガヴァネスとは、裕福な中流家庭に住みこんで子供たちを教育する仕事であった。ところが彼女たちはそのために必要な教育もうけていなかった。又、その職につきえた場合でも給料は極めて低く、住みこんだ家庭内での立場も難しいものであった。すなわち同じ階級の雇用主とは立場の違いが存在したし、同じ立場にある他の使用人との間には階級の違いからくる軋轢が存在した。彼女たちの日常は非常に

孤独なものであった。あるガヴァネスは手紙の中で次のように述べている。ガヴァネスはほとんど社会から閉めだされていくようなものです。召使いたちと交際もできないし、かといって家の主人やお客たちから同等に扱われるわけでもない。彼女が平穩で幸せでいるためには、不屈の精神と強い心を持つていなければなりません。<sup>(4)</sup>

こうした困難な状況のなから、専門的知識や技能をめざした教育の要求、淑女にふさわしい (respectable) 仕事の機会均等、又、それらを確実にする政治的権利への要求が生じてくる。まず、一八三二年に選挙権を独身の女性にも拡げようという請願がなされたのを始めとして、一八四八年にはこうしたガヴァネスの女性を教育するためにロンドンにクイーンズカレッジ (Queen's College) が開校した。<sup>(5)</sup>そして様々な職業へ女性の進出がはかられた。一八六九年には市自治体の選挙権が地方税納入者の独身女性に認められ、<sup>(6)</sup>一九世紀の末までには地方レベルにおける選挙権についてはすべて認められることになった。<sup>(7)</sup>このように結婚を望みながらそれを果たせなかつた多くの中流独身女性は、「淑女」という当時の女性の理想像からはずれた存在だった。しかし、そのため、性別を考慮することなく制定された法律にもとづいて、法的政治的権利の主体となりうる可

能性を理論的には持つていた。もし財産があれば、彼女たちはそれを管理しえ、納税者として参政権も持ちえたのである。当時の参政権は個人の権利として認められていたのではなく、土地や家屋の所有や占有による納税、又は大学卒業資格などにより与えられるものだと考えられていたからである。しかし彼女たちは、まず自分たちの現実における生活をきり開くために、教育や職業などの社会的・経済的権利を要求した。それに伴って徐々に参政権獲得の重要性が自覚されてゆくのである。

一八三二年に独身女性にも参政権を与えるようにとの請願が選挙法改正の前に提出されたが、そのことはかえって反動を呼びおこし、改正選挙法における person (人) という語が、 male (男性) に書きかえられるという結果をうんだ。この法が明示的に女性を排除した最初の法律である。そしてこの法がカバーしない範囲については、「全ての法律において、文法上男性を示す言葉は、反対が明示されていない限り女性を含むと考えられる。」という法があてはまると考えられていた。そして、「女性は、法律上選挙人として登録する資格をもっているが、その使用は慣習により妨げられてきた」という解釈の成立する余地があった。こうした解釈にもとづき、各地で資格をもつ女性が登録を求める運動がおこり、これを拒否した選挙区との間で裁判

が行なわれた。<sup>(9)</sup>しかし判決は「man は、法律・税務・義務に関しては女性も含むが、選挙権に関しては男性のみを指す」という内容であった。この敗北により、女性に残された参政権獲得のための道は、議会立法をめざす政治的キャンペーンのみとなつた。<sup>(10)</sup>

## 第二節 既婚女性の権利拡大

それでは自活のために苦闘していた独身女性に対し、当然の運命として結婚した中流女性たちはどのような生活を送つたのであろうか。前述したように、中流階級の繁栄にともない男性が「紳士」をめざしたことから、女性も「完全な淑女」となることが期待されるようになった。彼女たちがめざした淑女の生活がどのようなものだったのかをまず見ておこう。

上流階級の淑女の生活は主として社交により占められていた。その最も重要なものはディナーパーティーであり、招待者の決定、食事の手配などすべて彼女のホステスとしての腕のみせどころであった。その他にも彼女たちはモーニング・コールとよばれる訪問やお茶会などを催すことで、社交において淑女に固有の重要な役割を果たしていた。そうした交際は非常にデリケ

ートでこみいった礼儀作法を要求するものであり、それを無視することは、礼儀しらずであるか、育ちの悪い人であるとみなされた。その他の時間は、読書や音楽、手芸などに費された。

文学や音楽に通じ、気のきいた手紙が書けることは、淑女の身だしなみのひとつとされていた。<sup>(13)</sup>しかし、あまり学問的なことがらに興味をもつたり、独立心をもつことは望まれず、政治や経済といった社会的事象にも無関心であるべきだとされていた。戸外での運動はあまり奨励されなかったが、客と共にアーチェリー、クロケ、乗馬などのため外出することもあった。夫の領地内の学校を訪問したり、貧しい人々の世話をするのも彼女たちの任務であった。こうした人々に対する慈善は、上流階級の家族にとって伝統的なものであり、当時の料理の本には必ず貧しい人たちに与える食事のための献立がついていたという。<sup>(14)</sup>

一九世紀後半になると皇太子(後のエドワード七世)の好みを反映して、社交界は「ファッシュヨナブル」であることが重視されるようになった。彼はアメリカ人やユダヤ人をパーティに招き、ロスチャイルド家の人々と親しく交際した。そして女性も妻や母としての役割よりも男性に喜びを与える「魅力的な美女 (glamorous beauty)」<sup>(15)</sup>という役割が強調されるようになった。ディナーパーティーなども派手で高価なものが好まれ、女性

の服装も次第に体形の美しさを強調し、手のこんだデザインの高価なものが流行するようになった。<sup>(16)</sup> (図参照)

中流階級の人々がこうした上流階級の生活様式を模倣して「紳士」になろうと努力したことに伴い、中流女性も社交を仕事とする「魅力的な美女」になることが望まれた。彼女たちは、それまでの仕事であった家庭内の管理や子供の教育を使用人やガヴァネスに任せ、淑女としてふるまうよう努力した。こうした中流階級の上昇志向に伴う富の誇示は、ヴェブレンの「有閑階級の理論」<sup>(17)</sup>において鮮やかに分析されている。そもそも上流階級は広大な領地を所有することで生産労働から解放され、富裕階級の証明であるとされる閑暇と、消費にむけられる富を当然のこととして持っていた。一九世紀になって成長してきた中流階級は、その富を背景に上流階級の生活様式を模倣したが、成上がり階級にとって、それは顕示的消費の形をとらざるをえなかった。先に述べたような社交界の奢侈に流れる傾向も、それに拍車をかけることになった。それに伴い中流階級の妻たちはヴェブレンのいう「代行的消費」の主体となったのである。すなわち彼女たちは夫にかわって消費を行ない夫の富の能力を証明するが、それは、その結果生ずる名声が夫に帰属することから明らかになるような方法で行なわれた。こうした行為は夫か

ら強制された行為で、彼女自身の消費ではなかったのである。それらは夫の側からみれば名声を高めようとする意図をもって行なうひとつの投資を意味していた。<sup>(18)</sup> こうして女性は怠惰で浪費に明けくれ、家庭的義務の履行をいやがるという姿になったのである。彼女は金も暇も持っていたが、それはあくまでも夫によって与えられたという意味で代行的なのであり、自らが獲得したものではなかったのである。

こうしたヴィクトリア時代の既婚女性の依存的な状況は、彼女たちの法的地位にも反映していた。当時のイギリス法 (common law) において、既婚女性は夫とは別の法的人格として認められてはいなかった。これが「妻の地位 (coverture)」といわれる理論である。イギリス法の大家ブラックストーン (William Blackstone) は、この理論を次のように説明した。<sup>(20)</sup> すなわち神の前で一体となった夫と妻は、法律上一人であるとみなされ、その法的人格は夫により代表される。つまり結婚した女性の利益は夫により充分代表されるものとみなされ、<sup>(21)</sup> 彼女は法的権利を全く持たなかったのである。

こうした法律上の一体化の論理に対し、現実生活における夫婦は「二重の規範 (double standard)」により各々異なる制約をうけていた。「二重の規範」とは、性別により男女それぞれ

生活領域をわけ (領域の分離)、各々に異なる役割を与え (性別役割分業)、そして異なる倫理基準にもとづき生活全般を規制することをいう。そして女性の生活は福音主義の倫理観そのままに、リスペクタブルであることがめざされ、厳しい倫理により縛られていたのに対し、男性は家庭を大事にするという教義の裏でかなりの放蕩が許されていた。そのため事実上の離婚状態や妻の遺棄などの問題が生じていた。しかし親権や財産権をもたない女性たちは、そこにおいて大きな困難に直面する。既婚女性もまた「淑女」という理想像と現実との落差の中でもがいていたのである。彼女たちの権利の拡大は、まずこうした問題の解決をめざすところから出発した。彼女たちは、妻を夫とは別の法的人格として認めるよう求め、独身女性と同様の法的権利を要求した。

一八三八年には別居した夫から子供への面会を禁止されたキヤロライン・ノートン (Caroline Norton) の訴えかけが効を奏して、母親にも親権を認める道がひらかれた。<sup>(22)</sup> 一八五七年には結婚と離婚に関する法律が成立した。当時の離婚手続は法的に複雑で、非常に金のかかるものであった。離婚を望む人は、まず教会において別居の承認をもらった後、離婚原因に関する訴訟で勝訴する必要があった。その上で国会に特別立法を提出し、



1825



1830



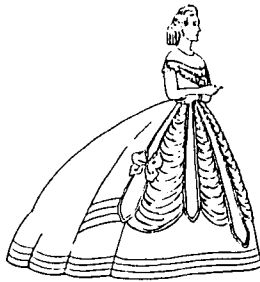
1835



1840



1860



1865



1870



1890



1895



1900

*Victorian Studies, Vol. 4, No. 3*  
(Bloomington, 1961), pp. 272-273.

イギリスにおける女性の権利拡大運動の思想的前提 — (1)



1800



1805



1810



1815



1820



1845



1850



1855



1875



1880



1885

その成立により初めて離婚が成立した。<sup>(25)</sup>一八五七年の法律は、夫と妻とでは離婚可能な事由が異なるという「二重の規範」を採用していたが、一応妻からも離婚の請求ができるようになり、既婚女性の法的人格獲得への道が開かれた。そして、それまで婚姻関係をしばっていた「結婚は解消しえない」という宗教上の教義をくずすと共に、結婚という制度及び夫婦という関係を考え直すための契機となった。<sup>(26)</sup>

この法案と同じ時期に、既婚女性の財産管理権を求める「既婚女性財産法案 (The Married Women's Property Bill)」<sup>(27)</sup>が議会に提出された。当時、女性の財産は結婚によりすべて夫のものとなるとみなされていた。夫は妻の利益をも代表すると考えられていたからである。これに対し、結婚後も女性自身に財産管理権を認めようとする法案は、単に事実上存在する離婚状態を認めるのとは異なり、当時の社会的基盤である夫と妻の一体、家族の結合を崩すものとしてうけとめられた。すなわち一つの家庭に二つの異なる意思が存在することは、家庭を分裂させる。そうした恐怖から、財産権は別居又は離婚した妻にのみ与えられることになり、それは離婚法の中にもこまれるに留まった。<sup>(28)</sup>既婚女性一般の財産権は一八七〇年、一八七四年及び一八八二年の既婚女性財産法 (The Married Women's Prop-

erty Act) により認められた。これにより既婚女性も自分の意思で契約の締結などができるようになった。

このように独身の中流女性は「淑女」という当時の社会が期待した理想の女性像からかけ離れていたがゆえに、ある程度の法的権利は持っていたが、経済的困窮に苦しんでいた。彼女たちはその解決のために、社会的、経済的権利の要求から真すぐに参政権運動へと進んでいった。これに対し既婚女性は、「淑女」という理想像を体現するものとされていた。その理想と現実の矛盾の中で紳士とは別の法的人格を獲得するという闘いは社会の前提とする理想像の破壊につながるため、容易ではなかった。ここで注意すべきは、女性の無権利状態が彼女たちの無能力を根拠として主張されていたのではないということであろう。

つまり、当時の社会は女性が全て結婚することを前提としており、妻たる女性の利益は夫により代表されているから権利をもつ必要はないと考えられていたのである。これを裏返せば、女性の利益が夫により代表されない場合には、権利が認められるべきだという議論が成立しうる。<sup>(29)</sup>それゆえ、既婚女性に関して、まず離婚や別居という、女性の理想像から逸脱した層の権利から認められることになった。そして参政権資格をもつための前提である財産権が既婚女性全体に認められたのは、上述の

如く一八七〇年以後の財産法によってであった。こうして少しづつではあるが既婚女性の権利も獲得されていき、一八九四年には、既に独身女性には認められていた地方自治体の選挙権も認められることになった。<sup>(30)</sup> その結果、次の目標は国政への参政権に定められたのである。

当時多数を占めていた既婚女性が法的権利を認められたことは、後の参政権運動にとり大きな意味をもつ。そのひとつは、財産権をもつことにより彼女たちが参政権を要求するための基礎がつくられたことである。さらに重要なのは、彼女たちが夫に完全に従属する「淑女」から、夫とは異なる権利をもった一人の人間として法的に自立したことである。彼女たちの多くは、経済的には夫に依存し、依然として「淑女」の生活を送っていたが、権利拡大の流れの中で彼女たちは徐々に自らの権利を自覚し、「淑女」の生活に疑問を抱くようになった。彼女たちが外を自由に歩き回れる閑暇をもった女性であったことも、後の運動の展開にとり重要である。

- (1) Banks, *op. cit.*, Chapter III, A. V. VI 参照。
- (2) Rover, *op. cit.*, pp. 14-15.
- (30) M. J. Peterson, "The Victorian Governess: Status Incon-

gruence in Family and Society." in M. Vicinus (ed.), *Suffer and Be Still*, (London, 1973) 及び西村「前掲」論文参照。

- (4) E. O. Hellerstein, L. P. Hume & K. M. Offen (ed.), *Victorian Women*, (Stanford, 1981), pp. 346.
- (5) Petition of Mary Smith for extending the elective franchise to unmarried women

- (6) カレッジとは「え、その内容は後の中等学校程度のものであったという。(西村「前掲」『サイクトリア時代』一〇二頁参照) しかし、それまでの女子教育に対し、女性の知的訓練の重視という点で画期的意味をもっていた。同様のカレッジはその後一八五〇年に North London Collegiate School for Ladies、一八五三年に Cheltenham Ladies' College などと続々と創設された。(E. L. Woodward, *The Age of Reform 1815-1870*, London, 1938, pp. 477 参照) 一九〇〇年までに創設された女子のパブリックスクールについては、Banks, *op. cit.*, pp. 229 参照。
- (7) The Municipal Corporations Act.
- (8) Interpretation Act of 1850.
- (9) Chorlton v. Lings, 1868.
- (10) Rover, *op. cit.*, pp. 31-33.
- (11) 上流階級の生活より全般に関については、C. S. Peel, *op. cit.* 及び S. Margetson, *Victorian High Society*, (London, 1980) 参照。
- (12) morning call と呼ばれるが、これは午後三時から四時の間に

- 行なわれた。社交界で有力な家を訪問してカード (visiting card) を残し、親交を求めるといふ極めて儀礼的なものであった。S. Margetson, *op. cit.*, pp. 115.
- (13) C. S. Peel, *op. cit.*, pp. 92, 94.
- (14) *Ibid.*, pp. 96.
- (15) S. Margetson, *op. cit.*, pp. 68.
- (16) *Ibid.*, pp. 68. 及びハンクス、前掲書、一〇〇—一〇一頁。
- (17) T. Veblen, *The Theory of the Leisure Class*, (New York, 1918)邦訳『有閑階級の理論』(小原敬士訳、岩波、一九六二)
- (18) 同邦訳、七九—八三頁。
- (19) ハンクス、前掲書、七七頁。
- (20) M. L. Shanley "One must ride behind: Married Women's Rights and the Divorce Act of 1857" in *Victorian Studies*, Vol. 25, No. 3, (Bloomington, 1982), pp. 360.
- (21) この理論を政治的権利に関して展開したのはジェイムズ・ミル (James Mill: 後に述べる J. S. ミルの父) である。彼は、一八二四年版のブリタニカ百科辞典 (*Encyclopaedia Britannica*) の補遺におさめた「統治論 (Article on Government)」の中で次のように述べた。他の個人に確実にその利益が含まれる全ての個人は、政治的権利から除外されることについて問題はない。女性もまたこのようにみなされる。彼女たちの大部分の利益は、父又は夫の利益に含まれるのであるから。」Rover, *op. cit.*, pp. 3 参照。
- (22) 一八〇八—七七。彼女は、著名な劇作家リチャード・B・シエリマン (Richard Brinsley Sheridan) の孫娘として生まれ、若くして貴族の出身で法廷弁護士をしていたジョージ・ノートン (George Norton) と結婚した。しかし結婚生活は非常に不幸なものであり、彼らは一八三六年から別居している。彼女は夫が怠惰で頼りにならないことから文筆で身をたて、既婚女性の無権利状態の不当性を訴えた。その文書は当時の既婚女性のおかれていた状態とそれに対する憤りをよく表現している。M. Ranselton, *op. cit.*, pp. 49-52; E. O. Hellerstein (ed.), *op. cit.*, pp. 258; M. L. Shanley, *op. cit.*, pp. 358-360.
- (23) *The Infant Custody Act of 1838.*
- (24) *The Matrimonial Causes Act (Marriage and Divorce Act)*
- (25) M. L. Shanley, *op. cit.*, pp. 357.
- (26) *Ibid.*, pp. 363-369. 参照。
- (27) この経緯については、西村、前掲論文「ヴィクトリア時代」一〇三頁参照。
- (28) M. L. Shanley, *op. cit.*, pp. 373.
- (29) しかし、女性たちはあくまでも「個人の権利」としてそれらを主張していた。それゆえ既婚女性全体ではなく、一部の離婚や別居した女性にのみ財産権が認められたことは、彼女たちにしてみれば、論理的な敗北であった。このように女性たちの権利を利益の点からとらえるか、人間の権利としてとらえるかという問題はこれ以後の女性の運動を考える際、重要である。(後

述)

(30) The Local Government Act

## 第三章 運動の理念とリーダーたち

これまで述べたように、一九世紀のイギリスにおいて中流階級の女性は、期待される女性像と現実との矛盾の中で苦しんでいた。独身女性は経済的困窮という問題をかかえ、既婚女性は法的無権利状態により生活をおびやかされていた。その中から独身女性たちを社会的、経済的権利の要求へ、又、既婚女性たちを法的権利の要求へと導いていったのは、自覚的に淑女であることを拒否し、個としての人間になることをめざしたリーダーたちであった。

その主な人物としては、看護職を確立したフローレンス・ナイチンゲール<sup>(1)</sup> (Florence Nightingale)、イギリスにおける最初の女性医師となったエリザベス・ブラックウェル<sup>(2)</sup> (Elizabeth Blackwell)、女性の諸権利のために闘ったバーバラ・L・ボディシヨール<sup>(3)</sup> (Barbara L. Bodichon)、キャロライン・ノートンなどがあげられる。又、売春反対運動の先頭にたったジ

ョセフィン・バトラー (Josephine Butler) もこうした女性たちのひとりだった。

彼女たちのほとんどが何不自由なく淑女の生活を送ることができる上流階級又は上層中流階級の出身だった。淑女の条件が揃った生活のなかで、淑女として尊重されながらも、彼女たちはその生活が社交にあけくれ、厳しい道徳により管理されていることに疑問を感じていた。彼女たちがそうした淑女の生活はどう感じていたかを見てみよう。まず、ジョセフィン・バトラーの叔母で、男性に変装して国会を傍聴しようとしたマルガレタ・グレイ (Margaretta Grey) は社交にあけくれる生活に對し次のように述べる。「今やこうした生活から抜け出すべき時なのです。そして信条をもった女性をして、自分自身なすべき事を見出さねばなりません。」<sup>(4)</sup> ナイチンゲールは「何の成果も期待できないのに、なぜ手紙を書き、本を読み、絵を描いたりするのでしよう。……女性は自分のことを人間だと考えてはいないのです。彼女たちには神もなく、国も、そして義務も存在しません。ただ家族があるだけなのです。」<sup>(5)</sup> と述べている。

彼女たちの多くは開明的な両親をもち、当時の女性としては珍しい学問的教育をうけていた。そして神から啓示をうけ、神の道具として社会に働きかけることを自分の使命であると認識

していた。このように、宗教的影響を大きくうけていたことも見逃せない。こうした背景をもつて彼女たちは、淑女に対する制約を打破し、男性と対等な権利と責任をもつた個として人間になろうとした。その過程で彼女たちは、「二重の規範」の支配によつて生じてきた女性をめぐる様々な矛盾を解決すべく努力することになった。

ここではその例として、男性と女性の非対等性、それを律する二重の規範から生じた矛盾の最たるもの——売春に反対する運動と、それを率いたジョセフィン・バトラーの主張を見ていきたい。当時の規範では淑女は性衝動を全くもたず無知であるべきだとされたのに対し、紳士の欲望は自然なものだと容認されていた。そして、そのために、非常に幼い時から食べるために売春婦となる女性の存在が当然のこととみなされていたのである。ここには、女性は職業で身をたてるための様々な権利を認められず、売春婦として生きることがほとんど唯一の道であったが、男性は彼女たちとの放蕩を容認されるという「二重の規範」の矛盾と、それに対して闘ったリーダーの姿が典型的にあらわれている。

一八六四年の性病に関する法律<sup>6)</sup>により、軍の駐屯地にいる娼婦は全て登録されたうえ、定期的な免許及び検診の対象とされ

た。その上、同法は全ての女性を潜在的娼婦とみなしていた。専任の警察官が街頭の女性に疑いをかけた場合には、女性の側が娼婦ではないことを証明しない限り、その女性は検診の対象とされ、それを拒否すればただちに懲役を課せられた。<sup>7)</sup>無実を証明する側に举证責任を課し、適正な法的手続をへないで女性に罰を課するのは、イギリス法の伝統を無視したやり方だった。女性に対するこのような人権無視の扱いに対し、売春の相手方たる男性は、たとえ彼が保菌者であったとしても、何の咎めもうけなかったのである。こうした方法の全国的拡大がはかられようとしたのに対し、女性たちによる反対運動が開始された。

この運動を率いたジョセフィン・バトラーは、一八二八年に、グレイ首相を親戚にもつ名門の上流家庭に生まれた。父のジョン・グレイ (John Grey) は、奴隷廃止を主張し、様々な政治的改革運動に関心をもつ人物であった。彼はまた女性の教育にも熱心であった。母はユグノーの家系の出身で熱心な福音主義者であった。ジョセフィンもこの影響をうけ、長い迷いの後に神からうけた罪深い女性たちのために働くようにとの啓示を常に意識していた。<sup>8)</sup>

彼女は国教会の聖職者でありオクスフォード大学の試験委員をしていたジョージ・バトラー (George Butler) と結婚し、そ

の後リバプールに移り住んだ。そこには工業化からとり残された孤児や売春婦があふれていた。彼女は一八六四年に事故で娘をなくしており深い痛みを負っていたが、それを忘れようとするかのように売春婦たちの世話に没頭した。当時、上流の淑女が売春婦に関わることは全く論外のことであつたが、夫のジョージはジョセフィンの仕事を熱心に支持し続けた。性病法反対組織からの依頼で彼女がその指導をひきうけてからも、彼の態度は変わらなかつた。

彼女は女性の権利として、収入を得る権利、そのための教育をうける権利、選挙権を行使することで自らの人生を決定する権利、自らの収入を所有する権利を主張した。そして、女性の人権を無視した性病法は、女性に参政権があれば阻止できたらうと憤つた。

彼女は信仰を梃子として、上流階級の紳士の間に存在する不道徳を怯むことなく追求し、性病法に関して貴族院に設置された女王の任命による委員会(Royal Commission)において証言を行なつた。しかし委員会は、当時の男女間における二重の規範を典型的に表現した報告書を作成し、娼婦とその相手方たる男性との比較はなされるべきではない。前者は収入を得るためにその罪に関与するのに対し、後者は自然な衝動に時折ふける

だけなのであるから。」と述べたのである。<sup>(10)</sup>

ジョセフィンを中心とする粘り強い運動の結果、同法は一八八六年に廃止された。この運動により女性たちは、自らの意思にもとづいて道徳的側面をも含めた生活全体を律することの重要性に気がついた。そして、その手段としての参政権の意義を認識し、その要求運動へと進んでいく。<sup>(11)</sup>

以上みたように、中流女性の間には存在した困難を権利拡大運動へと導いていったのは、淑女の立場にいながら、それを拒否したりリーダーたちであつた。彼女たちは、分離された領域内で、権利も責任もたず夫に依存しつつ、紳士とは別の厳しい規範に支配されている女性の状態に疑問を抱いた。そして、男性と対等な権利をもつた「完全なる女性(the perfect woman)」<sup>(12)</sup>あるいは「新しい女性(the new woman)」<sup>(13)</sup>となることをめざした。彼女たちは道徳的には男性に対して優位にたち、彼らを自らの水準にまでひきあげようと働きかけた。しかし、彼女たちは、当時の社会の男女関係の基礎となつていた結婚や家族の構造、そして社会全体の構造——すなわち、性別役割分業と女性にとつて必然的な問題であり、近代になつて強調されるようになった母という役割の問題、さらにそこから生じる経済的依存——を問題にすることはなかつた。このような枠組はそのまま

に、権利に関して男性と同様一個の人間となり、男女の対等な関係を成立させようと努力した。そして権利において紳士なみをめざした彼女たちは、彼ら同様、当時支配的であった中流階級のモラルである「リスベクタビリテイ (respectability)」という拘束をうけることになったのである。<sup>(11)</sup> このことは後の参政権運動の展開にも大きな影響を及ぼした。

- (1) 一八二〇—一九一〇。彼女は上流家庭の次女として生まれ、若いときから、その美しさで社交界の注目を集めた。しかし、一七歳の誕生日の直前に神の声をきき、神のためになすべきことについて悩むようになった。そしてついにその使命を病人の看護に見出したのである。S. Margetson, op. cit., pp.124-127; M. Ramelson, op. cit., pp. 39-42.
- (2) 一八二二—一九一〇。プリストルで生まれた後、家族と共にアメリカへ渡った。苦学の末アメリカで最初の女性医師となり、その後イギリスにおいても医師の資格を認められた。
- (3) 一八二七—一八九〇。国会議員の家庭にうまれた彼女は、若いころから女性の権利を主張していたが、既婚女性財産法案のために尽力した後、女性のための雑誌 (Englishwomen's Journal) 後に Englishwomen's Review) を発行したり、女性の雇用促進のための組織をつくるなどの活動をした。一八六六年に国会に提出された女性の参政権を求める請願を起草したメンバー

のひとりでもあり、カートン・カレッジ (Girton College) の創設者でもある。

- (4) E. Longford, *Eminent Victorian Women*, (London, 1982), pp. 110.
- (5) S. Margetson, op. cit., pp. 125.
- (6) The Contagious Diseases Act.
- (7) その美態については E. O. Hellerstein (ed.), op. cit., pp. 423-428 参照。
- (8) E. Longford, op. cit., pp. 110.
- (9) 同じ委員会において、J. S. ミルも証言を行なっている。彼は個人のプライバシーを侵害し、自由を縛るといふ点、又それが売春を公認し、人々のモラルを低下させるという点から同法に反対している。“The Contagious Diseases Act,” in *Collected works of J. S. Mill*, (London, 1984), Vol. XXI 参照。
- (10) E. Longford, op. cit., pp. 121.
- (11) この運動の全体については M. Ramelson op. cit., Chapter 10, 11. 参照。
- (12) M. Vicinus, “Introduction: The Perfect Victorian Lady,” in *Suffer and Be Still*, (London, 1973), pp. ix.
- (13) *Ibid.*, pp. ix.
- (14) M. Vicinus, “Introduction: New Trends in the Study of the Victorian Woman” in M. Vicinus (ed.), *A Widening*

Sphere, (London, 1980), pp. xix.

#### 第四章 J・S・ミルと『女性の隷従』

L・T・ホブハウスは、その著『自由主義』の中で、「大変革は思想によってのみおこるのではない。しかし、思想なしにはなしとげられない。……人々は共通の理解と目的をもつことで共に行動し、効果をあげることができる。……そして、推進力をもった哲学とは、人間の感情の実際的要求から生じてきたものなのである。」と述べている。中流女性が理想像と現実との矛盾において直面していた困難の中から、問題をつかみとり、運動へと展開していったのはリーダーたちであったが、その彼女たちの出発点は、自分たちのおかれた淑女という境遇に対する不満だったのである。彼女たちは理想の実現された生活の中に生きることで、その理想像そのものに対して疑問を感じ、改革へと進んでいったが、それは又、中流女性の抱える矛盾の改革と重なるものであった。彼女たちをつき動かしたのは、淑女としてよりも一個の人間として生きたいという願望であった。そのような願望の大きな背景として、個人主義の流れがあつたと

いえるだろう。そこで、運動を動かす背景となつた思想の代表的な著作として、J・S・ミルの『女性の隷従 (The Subjection of Women)』<sup>(3)</sup>をとりあげる。これまで論述した女性の状況が、ホブハウスのいう「人間の感情の実際的要求」であるとするば、ミルによって著わされた女性の権利の主張は、その思想の端的な表明であるといえるだろう。彼がその生涯においてどのようにな女性の感情の実際的要求と関わつたかは、興味深いテーマであるが、ここではその思想のみに注目し、彼がどのように女性の権利を主張したのかを見ていきたい。

ミルの『女性の隷従』<sup>(4)</sup>(以下『隷従』と略す)は、その題名が示す通り女性の隷属状態を考察し、その不当性を論証しようとした著作である。いわば人間と人間の関係におけるネガティブな側面の考察ともいえるだろう。そのため彼がどのような人間関係を理想としているのかは「先験的な前提」<sup>(5)</sup>として述べられているにとどまる。ここでは『隷従』の内容を見る前に、彼が前提とした解放状態を理解するために、まず『自由論 (On Liberty)』<sup>(6)</sup>を見ていきたい。

彼は父のジェイムズ・ミルにより功利主義者としての英才教育をうけて成長した。そして彼自身『自由論』の中で「効用をすべての倫理的問題に関する究極的な人心に対する訴えである

と考へる。」と述べている。しかし、効用、幸福などという同様の言葉を用いつつも、彼の意味したところは、父やペンサムの論じた内容と異なるものであった。今の語に続けて彼は次のように述べる。「しかし、その効用とは、進歩する存在としての人間の恒久的利益を基礎とする、最も広い意味における効用でなくてはならない。」<sup>8)</sup>彼は、個性の発達を人間の幸福の中心においた。個々人の多様な個性を充分に発達させること、そしてそれを保障するための自由の重要性が主張された。誰もが各自の個性を自由に発達させる権利を平等に認められることが、社会的正義にかなうことであり、個人の幸福と人類の進歩に貢献するというのが、彼の主張であった。「個人は彼自身に対して、すなわち、彼自身の肉体と精神とに対しては、その主権者なのである。」<sup>9)</sup>という強烈な個の主張が、同時に人類、社会にとつての利益に通ずることこそ、彼が功利主義と呼ぶものであった。「人類は、自分にとつて幸福に思われるような生活をたがいには許す方が、他の人々が幸福と感ずるような生活を各人に強いるときよりも、得るところが一層多いのである。」<sup>10)</sup>

彼は『自由論』の中で、「夫の妻に対する殆んど専制的な権力についてはここに詳説する必要はない。なぜならば、この害悪を完全に除去するためには、妻が他のすべての人々と同じ権利

を与えられ、また同じ法律の保護を与えられるということだけで充分であるからであるし、また、この問題に関しては、不公正な既成の制度、慣習の擁護者たちは、自由の訴えを利用せず、公然と権力の擁護者として立ちあらわれるからである。」<sup>11)</sup>と、いささか楽観的に述べたが、その十年後に『隷従』を発表して、その専制的権力を詳説し、妻の権利を主張しなければならなかった。<sup>12)</sup>『隷従』は女性の隷従状態が慣習や感情によつて支持され、存続することの不当性と、それが廃止されることによる利益を論証しようとした著作である。そこにおける論理的枠組は『自由論』における論述を前提としている。

彼は、女性の隷従の不当性を論証する前提として、近代社会の特色について述べる。彼によれば、その特色とは誰もが身分から自由であり、各自の能力を用いて自らの運命を試すことができるという点にある。そうすることによつて各人は自分に最適な職業につくことができるというのである。このような自由と公平は、公益のため以外には制限されるべきではない。又、一部の人に対する取扱いの区別は、正義または政策上の積極的理由にもとづく場合のみに限られるとする。彼はこのような前提の唯一の例外として、女性の地位をあげるのである。

彼によれば、女性の隷従は平等な正義に立脚する制度をもつ

た近代社会に残存する、力による支配関係の唯一のものである。それは永年続いてきたことによつて、人々に自然なものとしてとらえられるようになってしまった。彼はそれに対し、「不自然」というのは、がいてそういう習慣がないということの意味し、通常おこなわれていることは、みな自然的とみえるものである。<sup>(13)</sup>」と述べ、色々な例をあげて、それに対する反証を試みる。女性がその隷従状態に同意しているという論に対しては、当時おこりつつあった女性の権利を求める運動をひいて反論し、又、男性にたいして魅惑的であることだけをめざした教育についても従属関係を永続化させるものとして批判している。

その上で彼は両性の本来的相違は今のところはつきりわからない状態なので、「ある人または多数の人が何ができるか、それはその人にやらせてみるしかこれを知る方法はない——そして何をなすことがその人の幸福であるか、またその幸福のために何をしないでおくのがいいか、他人がそれを発見する方法は、やはりその人にやらせてみる以外にない。」<sup>(14)</sup>と述べる。そして、良妻賢母となるのが女性の天職だと主張する男性が、女性に他の職業を解放することに反対するのは、彼が本当は女性の天職が良妻賢母であることを信じていないからではないかと批判している。

続く章で、彼は結婚における隷従状態と、女性が職業の自由を持たないことについて、それが平等の正義に反し、不当であることを述べている。その上で彼は、第四章において、現在の慣習と制度を変更することによりどのような利益が生ずるかを論ずる。彼は、既婚女性の隷属状態はイギリスの法律における唯一つの現実的奴隷制度であるから、その変更によりもたらされる利益は明白であるとし、続いて、市民としての権利に関して女性に門戸を開き、教育を与えることの利益は何かを検討する。まず社会的利益としては次の三点があげられる。第一に、正義により男女の関係が規制されるようになるという利益である。このことにより力の支配によつて与えられる悪影響がなくなる。このことにより力の支配によつて評価されるという近なると共に、生まれではなく業績によつて評価されるという近代社会の原則が適用されるようになる。次に、人間性の高尚な活動のために用いられる精神的能力の量が倍になり、更に質的にも有益な影響をもつようになることである。第三としては、社会関係のうちでもっとも基本的な関係である結婚関係が、平等の正義の原則のもとにおかれることで、男女が相互に向上し、そこから人類の道徳的再生が始まるという点である。

こうした社会的利益をあげた上で、彼は解放された人類の半数にとつての個人的幸福の増進、自由な生活が、あらゆる利

益のうちでもっとも直接的なものであると主張する。ここでは『自由論』と同様、「自己の才能を伸ばして使うことが、人間にとって、同様にまた女性にとって、個人的幸福の源泉となる」<sup>(16)</sup>ことが述べられ、そうした自由を保証することは、「人間のあらゆる能力に勇氣と活氣とをあたえ、知性や感情により広く高い目的を供し、没我的な公共心と沈着広大な義務感とを生ぜしめ、さらには各人を道徳的、精神的、社会的存在として一般により高い見地に立たしめるのであるが、そのようなことは……女性にとつても真実なのである」<sup>(16)</sup>。それに対し、「無資格とされている人類の半数がそのように資格をあたえられないことによつておこる積極的な弊害」<sup>(17)</sup>は、人間を向上させる個人的喜びの喪失と、人生における倦怠、失望、非常な不満である。そこから彼は、「自然のもうけた色々の弊害を、人々相互のねたみや偏見にもとづく拘束やによつて増大させてはならない」<sup>(18)</sup>との教訓を引出し、「総じてあらゆる人類同胞の行為の自由を制限するといふことは……それだけ人間の幸福の主要な源泉を枯渇させ、また人類をますます貧しくし、ついに、個々人にとつて人生を生き甲斐あらしめるものが何一つない状態にいたらしめるであらう」<sup>(19)</sup>と結んでいる。

彼が『自由論』において述べているように、彼は、個性の発

達のための自由を、権利の觀念からではなく、効用の観点から主張した。効用とは無関係なものとしての抽象的な権利の觀念から、私の議論にとつていかなる利益が引き出されようとも、私はその利益を抛棄するつもりであることをのべておくのが適當であろう」<sup>(21)</sup>。同様に女性の解放も権利の点からではなく、利益にもとづき主張された。しかし、利益を根拠にして、各人の個性の発達とそれを保証する自由を主張することに対しては、別々の利益の観点からの反論が可能であろう。彼は効用をすべての主張の根拠におくといひながら、どのような人にも一様に自由と公平があたえられることを先驗的前提としていた。そして個性の発達とそれを可能にする自由は、それ自体人間の幸福にとつて不可欠なものであり、どの人に対しても保証されるべきもの——すなわち、人間にとつての基本的権利であつたといえるだろう。そうした人間の基本的権利を主張し、女性にも例外なく適用しようとした点で、彼はまさに男女同權論者であつた。それは、当時一個の人間として権利を求めていた女性たちの声を代弁するものであつた。<sup>(22)</sup>基本的権利を獲得した男たちの社会が大衆化しようとする歴史の流れに抗して、ミルがあげた個人尊重の叫びは、これから個人としての自立をめざそうとする女性たちの叫びと重なつた。ミルは、これまで利益の観点からと

らえられていた参政権を、権利として主張したが、こうした論理の転換は、女性の参政権運動をすすめる上で、大きな意味をもっていた。しかし、基本的には性別役割分業を認め、家族という問題にふれなかつたミルの主張は、弱点においても、当時の女性たちの運動を代表していたのである。

ミルは理論においてだけではなく、実践においても女性の参政権運動をリードした。次章からは、一八六六年のミルによる国会請願に始まる女性の参政権運動の流れを追うことにする。

(続)

(1) L. T. Hobhouse, *Liberatism*, (London, 1919), pp. 50.

(2) Individualism という語はイギリスにおいては、他者をかえりみず利己的に行動することをさす否定的な意味で使われた。ミルも資本主義競争の害悪を示すために輕蔑的に使用したという。S・M・ルークス『個人主義』(間宏監訳、お茶の水書房、一九八二四九一五〇頁、同、『個人主義の諸類型』(『個人主義と自由主義』田中治男訳、平凡社、一九八七)二〇頁参照。ここで「個人主義」という語を使うのは、Individuality (個人個性) を重視する主張という意味においてである。この概念をストンは「愛情深い個人主義 (Affective Individualism)」と名づけている。経済的効用をめざした個人主義 (これを彼は「所

有)に関する個人主義 (possessive individualism)」とよぶ)はその経済的側面をとらえたものである。「愛情深い個人主義」とは、個人が埋没していた家族などの集団の中から個人が析出してゆき、集団の成員が自己及び他の成員を独立した個人として認め、尊重するような意識と行動をさす。このような意識は、一七世紀末から一八世紀にかけて発展し、すべての個人は個性的な存在としてとらえられるようになった。これらは清教徒の個人的救済への信仰や、個人の人格に対する関心の増大、又、宗教的争いとそれへの反動として生じた個人の自律と他人への寛容の要求を背景としていた。さらに自然科学の発達により宇宙のヒエラルキーが崩れ、人間が未来を予測し、決定できるようになったことは、現世の決案を求める傾向を促した。そして、自己のための快楽の追求が人間行動の動機を中心にすえられるようになる。人間は自己を他と区別して尊いものと考えられるようになった。このような影響をうけて、家族においても家長権が弱まり、夫婦や親子の関係が、愛情にもとづき個人を尊重するものに変わっていった。又、個々人のプライバシーも考慮されるようになった。そうした他人と個人を区別する傾向は、ナイフやフォーク、ハンカチ、夜着などを個別的に使用すること、また、個室をもつた建物の構造にあらわれ、次第にエリート、紳士及び淑女を外的行動や言語により区別する文化の形成につながった。こうした信条は、多くが非国教徒であり、後には福音主義を信仰した富裕な企業家層に信奉され、次第に彼らとつ

- ながりをもち、政治理論において個人の自由という考えを展開した地主層にもひろがっていった。ストーンはこのような家族内での平等化の傾向はヴィクトリア時代には弱まり、再び家長制的家族が登場したとのべている。L. Stone, *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, (New York, 1979), Chapter 6 "The Growth of Affective Individualism" 参照。
- (3) 一八六九年刊行。ここでは一八八三年 Virago 版を使用した。邦訳は『女性の解放』(大内兵衛、節子訳、岩波、一九七三)使用。
- (4) 岩波文庫版の題名は『女性の解放』とされているが、原題及び内容からみて、『隷従』する方がふさわしいと思われるので、ここでは『女性の隷従』と呼ぶ。
- (5) 邦訳、三八頁。
- (6) 一八五九年刊行。ここでは一九七四年出版のペリカン版を使用した。邦訳は塩尻公明、木村健康訳、岩波、一九八五年版。
- (7) 邦訳、二六頁。
- (8) 同、二六頁。
- (9) 同、二五頁。
- (10) 同、三〇頁。
- (11) 同、二〇九頁。
- (12) ミル全集、第二巻解説によれば、ミルは一八六〇年に『隷従』を書きあげたが、そうした主張はうけいれられる余地がないだろうと、その刊行をみあわせていたとのことである。女性

- 参政権をめぐる国会への働きかけにおいて重要な役割を果たした後、彼は世論の反応をみきわめて刊行にふみきった。Stefan Collini, "Introduction," in *Collected Works of John Stuart Mill*, (London, 1984), Vol. XXI, pp. xxxi-xxxiii.
- (13) 邦訳、五四頁。
- (14) 同、七六頁。
- (15) 同、一八七頁。
- (16) 同、一八五—一八六頁。
- (17) 同、一九一頁。
- (18) 同、一九二頁。
- (19) 同、一九二頁。
- (20) 岩波文庫版では「正義」と訳されているが、原語は rightであり、ここでは「権利」と訳す方が適切だと思われる。
- (21) 『自由論』邦訳、二六頁。
- (22) 『隷従』が当時どの程度の影響をもったかに関しては、あまり読まれません、ミルの著作のなかで出版社に損失を与えた唯一の本だという説明 (A. Ryan, *J. S. Mill*, London, 1974, pp. 125. 及び水田珠枝『ミル『女性の解放』を読む』岩波、一九八四、六頁。)と、初版、再版とも数ヶ月のうちに売り切れたという説明 (S. Collini, op. cit., pp. xiii) がある。ミル自身はその影響にかなりの自信をもっていたことが書簡からみてとれる。J. S. Mill to Charles Eliot Norton, June 23, 1869, (*Collected Works of J. S. Mill*, Vol. XVII, pp. 1618-1619); J. S. Mill to

Alexander Bain, July 14, 1869, (Ibid., pp. 1623-1624) 参照。

## Women's Rights Movement in Britain ( I )

Toshiko NAKAMURA\*

Introduction

Chapter I Social transition and the changing role of women

Chapter II Two streams of women's rights movement

1 Movement for spinsters' rights

2 Movement for married women's rights

Chapter III The idea and the leaders of the movement

Chapter IV J. S. Mill and "The Subjection of Women" (this issue)

Chapter V The National Union of Women's Suffrage Societies

Chapter VI The Women's Social and Political Union

Chapter VII Conclusion

The gaining of enfranchisement in 1918 culminated the long hard struggle of English women fighting for political and legal rights. A struggle is said to have its origins in the severe economic conditions experienced by unmarried governesses who came from middle classes.

To this I present the additional argument that as well as the situation of the governesses, there was the problems being experienced by married women who had no rights according to the "coverture" theory. These problems were taken up by intellectual elite of women who played an important role in leading the movement for women's rights. Therefore, the situation of the governesses, problems of married women and the leadership of educated elite were the three elements which advanced the women's movement in Britain.

Next, I examine the question of what motivated these women to fight for this cause. I think they were struggling against the concept of the "lady", a victorian ideal stereotype. Middle class men tried to be "gentlemen" and wanted thier women to be "ladies". But "ladies" did not have rights or status equal to

---

\*Doctoral Student, Hokkaido University

“gentlemen” and were expected higher moral standards. Girls were expected to marry, and so their interests would always be represented either by father or husband. Therefore their rights were considered unnecessary.

But, in reality, there were many middle class spinsters who had to earn their own living. Abandoned wives suffered because they had no rights of custody or property. These two groups of women were the driving force for the movement for women's rights. The leaders did not share the situations of the women they were fighting for. But even though they were set in the ideal mode for the Victorian lady, they refused to accept this imposed role and fought to be individual human beings. The idea of the movement based on the Individualism and I examine the idea in “The Subjection of Women” by J. S. Mill.